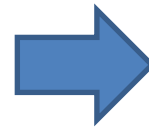


人口減少地域での地域の実情に応じた子育て支援の展開

《参考：子ども・子育て支援新制度 厚生労働省子ども家庭局資料》

①認定こども園制度の活用

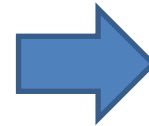
- ・幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設（緑ヶ丘、敬愛）
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により地域の実情に応じた展開が可能



認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

②小規模保育園等の創設

- ・「小規模保育園」（定員：未満児 6～19 人）※
卒園後の以上児は認可保育園等（定員：20 人以上）との連携を確保



子どもが減少し、保育所（20 人以上）として維持できない場合の対応が可能

③地域の実情に応じた子育て支援

- ・地域の実情に応じ、市町村による子育て支援事業
- ・在宅の子育て家庭（0～2 歳）の支援



「一時預かり事業」「ファミリーサポートセンター事業」など、在宅の子育て支援に対する支援の展開

※「小規模保育園」を未満児としている理由：3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の中で育つことが発達段階として重要であるため。（内閣府 新制度解説資料より）